

# おくやみ ハンドブック

寝屋川市

ご家族などがお亡くなりになられたときに、市役所などで  
必要なおもな手続きのご案内となっております。  
詳細については、担当窓口へお問合せください。

2024年度



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年3月発行

発行：寝屋川市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

チャレンジ オブ スペシャリスト  
**CHA**llenge **O**f **S**pecialist = **CHAOS** カオス

相続税申告年間 約160件



税理士法人カオス

# 相続のプロ集団が 相続問題を解決!!



## 経験豊かな税理士が対応

弊社の税理士は、実体験・経験豊富な個性派揃い。ファイナンスプランナー、経営計画のコンサルティングなどの資格保有者もいるため多角的な助言を行えます。女性税理士も在籍しており、相談しにくいケースにも細やかに対応いたします。



相続手続き  
お手伝いセンター  
大阪  
相続税申告・  
相続対策・  
遺言書作成

カオス・グループ

(株)カオス  
コンサルティング  
コンサルティング・  
FP業務

税理士法人  
カオス

行政書士法人  
カオス  
書類制作・  
手続き業務

社会保険労務士  
法人カオス  
労務・  
社会保険業務

その他  
提携先  
弁護士・司法書士・  
弁理士・  
不動産鑑定士  
など

## 相続サポートで大切にしていること

### 相続問題の解決の基本は「傾聴力」

弊社は相談者との対話を重視し、**思い・本音・心情**に向き合いみなさまからの信頼を得ることが**解決**へとつながると考え、日々努めています。**向き合っているのは税ではなく人**を大切に、みなさまのお悩みをサポートいたします。

### 税務申告だけではなく、 遺産整理サポートも

相続が発生すると同時に様々な手続きも発生します。

#### 手続き一例▼

戸籍等の収集・法定相続情報の作成、相続税の計算の基礎になる金融資産等の種高照会・換金手続・名義変更、保険契約の契約確認から受給手続など提携士業と連携し、不動産登記などもスムーズに対応いたします。

### 分かりやすい報酬体系

弊社の遺産整理業務の特徴は、**手続き1件**あたりで設定しています。ご依頼の内容ごとに、**明瞭な明細**をお出ししており、ご納得いただきやすくなっています。

みなさまの相続問題が解決するようスタッフ一同全力でサポートいたします。まずはお気軽にお問合せください。

税理士法人カオス

〒530-0054  
 大阪市北区南森町1丁目4番19号 サウスホレストビル4階  
 E-mail: souzoku@tax-chaos.com



06-6311-6000

営業時間 平日 8:30~17:30 土日相談可能(要予約)



# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	済	担当課	参照ページ
マイナンバーカード	マイナンバーカード及び住民基本台帳カードを持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カードの返還</li> <li>※マイナンバーカード返還後、故人のマイナンバーを知る手段がなくなるため保険等手続きを終えてから速やかに返還してください。</li> <li>※死亡届受理後、電子機能は失効します。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 戸籍・住基担当 4番窓口(市役所1F) またはマイナンバー担当窓口 (上下水道局3F)	4
印鑑登録	印鑑登録をしていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑登録証の返還</li> <li>※死亡届受理と同時に効力を失います。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 戸籍・住基担当 4番窓口(市役所1F)	4
年金	国民年金(第1号被保険者)に加入中の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺族基礎年金の請求</li> <li>●寡婦年金の請求</li> <li>●死亡一時金の請求</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 戸籍・住基担当 5番窓口 (市役所1F)	4
	老齢基礎年金のみ受給中の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未支給年金請求</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		5
保険・税金	国民健康保険に加入していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険被保険者証の返還(死亡日から14日以内)</li> <li>●葬祭費の支給申請(葬祭日の翌日から2年以内)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 国民健康保険担当 3番窓口 (被保険者証返還) 2番窓口(葬祭費) (市役所議会棟1F)	5
	後期高齢者医療保険に加入していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●後期高齢者医療被保険者証の返還</li> <li>●葬祭費の支給申請(葬祭日の翌日から2年以内)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 後期高齢者医療担当 1番窓口 (市役所議会棟1F)	
	市民税・府民税の納税義務者であった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人代表者の届出</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 市民税担当 (市役所議会棟1F)	
	固定資産税・都市計画税の納税義務者であった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続人代表者の届出兼固定資産現所有者の申告</li> <li>●未登記家屋の所有者変更</li> <li>●その他(納税通知書送付先変更、納税義務者代表者変更など)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 固定資産税担当 (市役所1F)	6
	市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納付手続き(口座振替の変更または廃止等)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 徴収・納付担当 (市役所1F)	
	軽自動車税の納税義務者であった方 寝屋川市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●軽自動車税に関すること</li> <li>●相続人代表者の届出</li> <li>●名義変更・廃車</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	市民サービス部 税務管理担当 (市役所1F)	7
介護保険	介護保険被保険者証を持っていた方及び要介護認定申請中であった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険被保険者証の返還</li> <li>●要介護認定申請取下げの届出</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	高齢介護室 (池の里市民交流センター内) ※被保険者証返還は市民サービス部戸籍・住基担当5番窓口(市役所1F)でも可能	8
障害	次のいずれかを所有している(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種障害者手帳の返還の届出及び返還</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		8
	次のいずれかを受給している(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失の届出</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	障害福祉課 (保健福祉センター2F)	
	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を受給されていた方及び重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失の届出</li> </ul>	<input type="checkbox"/>		9

# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
子ども	児童手当の受給者であった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給事由消滅または減額改定の手続き</li> <li>●新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	こどもを守る課 (保健福祉センター2F) 市民サービス部 戸籍・住基担当 5番窓口 (市役所1F)	9
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の 受給者であった方 または母子・父子家庭となり 児童扶養手当の申請が必要な方	児童扶養手当、特別児童扶養手当の 受給者であった方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失または額改定の手続き</li> <li>●新規認定請求手続き、未払い手当の請求手続きなど</li> </ul> 母子・父子家庭となられた方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当の申請</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	こどもを守る課 (保健福祉センター2F)	
公園墓地・納骨堂	公園墓地・納骨堂の使用者及び新たに 納骨堂・合葬室を利用希望の方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●納骨堂:寝屋川市民(1年以上)の方</li> <li>●合葬室:寝屋川市民または寝屋川市民であった死亡者の遺骨を納める方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●墓地・納骨堂の承継(名義変更)の手続き</li> <li>●納骨堂及び合葬室の申込み</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	市民サービス部 市民生活担当 3番窓口 (市役所1F)	10
農地	農地を相続された方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地法第3条の3第1項の規定による届出</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 (上下水道局3F)	11
交通遺児	交通事故により親等を失った 義務教育課程修了前の児童・ 胎児を養育することになった方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通遺児激励金申請(事故発生日から5年以内)</li> </ul> ※申請日の属する月から支給		<input type="checkbox"/>	市民サービス部 市民生活担当 3番窓口 (市役所1F)	11
市民葬儀	市民葬儀を利用希望の方 (寝屋川市民の方・寝屋川市民であった 死亡者の葬儀を行う親族等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民葬儀の利用申込み(死亡届提出後)</li> </ul> ※寝屋川市民葬儀とは、市が葬儀規格と料金(各種プラン・オプション有り)を規定し、その内容に沿って市が指定した葬儀業者と利用者との間で執り行われる葬儀のこと		<input type="checkbox"/>	市民サービス部 市民生活担当 3番窓口 (市役所1F)	11
医療	福祉医療費助成(重度障害者医療・ひとり 親家庭医療・子ども医療)を受けていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失届の提出</li> <li>●医療証の返還</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	市民サービス部 医療助成担当 (保健福祉センター2F)	12
	ひとり親になった方、または両親のいない 子を養育することになった方(※子は、 18歳到達後の最初の3月31日までの子)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭医療証の申請</li> </ul>		<input type="checkbox"/>		
パスポート	パスポートを持っていた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パスポートの返還</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	市民サービス部 市民生活担当 3番窓口(市役所1F)	12

## メモ

---



---



---



---

# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	在留カードを持っていた方	在留カードの返還など		<input type="checkbox"/>	外国人在留総合インフォメーションセンター 大阪(☎0570-013-904)へお問合せください。 (返還は死亡日から14日以内で郵送可)
	特別永住者証明書を 持っていた方	証明書の返還など		<input type="checkbox"/>	大阪出入国在留管理局へ持参もしくは 東京出入国在留管理局おだいば分室へ送付 (死亡日から14日以内)
	厚生年金に加入したことのある方 国民年金(第3号被保険者)の 期間がある方 厚生年金を受給していた方 共済年金を受給していた方	年金受給者死亡届、 未支給年金の請求など		<input type="checkbox"/>	厚生年金→枚方年金事務所 (☎072-846-5011)にお問合せください。 共済年金→各共済組合にお問合せください。
	水道料金、下水道使用料等	名義変更、 料金支払方法変更、 閉栓など		<input type="checkbox"/>	寝屋川市上下水道局経営総務課(上下水道局1F) (☎072-824-1177)にお問合せください。
	大阪ナンバーの軽自動車	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会高槻支所 (☎050-3816-1841)にお問合せください。
	125cc超のバイク、 自動車(軽自動車を除く)	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	大阪運輸支局(☎050-5540-2058)に お問合せください。
	各種健康保険	埋葬料の請求など		<input type="checkbox"/>	加入していた健康保険組合に お問合せください。
	国税関係(相続税、 所得税、消費税)	各種税の手続き		<input type="checkbox"/>	枚方税務署(☎072-844-9521)に お問合せください。
	府税関係 (自動車税、事業税)	自動車税に関する事		<input type="checkbox"/>	大阪府自動車税コールセンター (☎0570-020-156)にお問い合わせください。
		事業税に関する事		<input type="checkbox"/>	北河内府税事務所(☎072-844-1331)に お問合せください。
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記の 変更など		<input type="checkbox"/>	法務局にお問合せください。 ※大阪法務局(☎06-6942-1481) ※大阪法務局枚方出張所(☎072-841-2524)
	生命保険	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社に お問合せください。
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関にお問合せください。
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	家庭裁判所にお問合せください。 ※大阪家庭裁判所(☎06-6943-5745)
	国債・株式等	国債→記名変更、 償還金受領 株式→名義変更		<input type="checkbox"/>	国債→償還金支払場所または証券保管証書に 記載の郵便局 株式→各証券会社にお問合せください。
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所 にお問合せください。
固定電話・携帯電話・ インターネット・ ケーブルテレビなど	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社にお問合せください。	
NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003	

## 市役所での手続き

### マイナンバーカード及び住民基本台帳カードを持っていた方

#### 手続き・持ち物

- マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの返還
- 故人のマイナンバーカード及び住民基本台帳カード

#### 受付窓口

- 市民サービス部 戸籍・住基担当  
4番窓口(市役所1F)  
またはマイナンバー担当窓口  
(上下水道局3F)

#### 期限

- ▶故人の保険等の手続きにカードが必要な場合もあるので手続き等終了後速やかに(死亡届受理後、電子機能は失効する)

### 印鑑登録をしていた方

#### 手続き・持ち物

- 印鑑登録証の返還
- 故人の印鑑登録証

#### 受付窓口

- 市民サービス部 戸籍・住基担当  
4番窓口(市役所1F)

#### 期限

- ▶速やかに(死亡届受理と同時に効力を失う)

### 国民年金(第1号被保険者)に加入中の方

#### 手続き・持ち物

- 遺族基礎年金の請求
  - 寡婦年金の請求
  - 死亡一時金の請求
- ※内容や請求者により必要書類や手続き及び提出先が異なりますので窓口でお尋ねください。

#### 受付窓口

- 市民サービス部 戸籍・住基担当  
5番窓口(市役所1F)

#### 期限

- ▶遺族基礎年金または寡婦年金：  
亡くなった日から5年以内
- ▶死亡一時金：  
亡くなった日から2年以内